

定 款

サムコ 株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、サムコ 株式会社と称し、英文では、SAMCO INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 半導体、電子材料研究並びに製造、販売及び輸出入
2. 分析機器、科学機器の製造、販売及び輸出入
3. 上記に関する材料、附属機器並びに応用製品の製造、販売及び輸出入
4. 半導体製造装置の製造、販売及び輸出入
5. 環境に係る水、空気等の浄化処理装置の研究開発並びに同装置の製造、販売及び輸出入
6. 医療機器の製造、製造販売、販売及び輸出入
7. 前 2 号から 6 号までの機器及び装置の保守管理業務
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,440 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集時期)

第 12 条 定時株主総会は、毎決算期日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

(招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役および相談役を若干名選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 26 条 当会社は、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に規定するときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 28 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第 30 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集手続)

第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 34 条 当会社は、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に規定するときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(期末配当金および基準日)

第 36 条 当会社は、毎年7月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当金および基準日)

第 37 条 当会社は、毎年 1 月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2006 年 10 月 26 日改訂

2007 年 08 月 01 日改訂

2009 年 10 月 23 日改訂

2011 年 08 月 01 日改訂

2011 年 10 月 21 日改訂

2014 年 10 月 24 日改訂

2018 年 10 月 16 日改訂

2020 年 10 月 16 日改訂